

## SBI証券の約款・規程集 新旧対照表

### 【改定概要 1 -2025年10月改定-】

株式会社証券保管振替機構における未受領配当金等の取扱いの見直し等に伴う「第6章 外国証券取引口座約款」の改定となります。

外国株券等保管振替決済制度において取り扱われる外国株券等に係る配当金等（償還金等を含むすべての金銭）について、当該配当金等支払開始日から5年間の経過によって支払義務が免除される除斥期間を設定するため、株式会社証券保管振替機構及び株式会社東京証券取引所において、関係規程の一部改正が行われたことに伴う当社約款の改定となります（その他所要の改定を含む）。

なお、本改定は、2025年9月以降、当社WEBサイトでの改定告知や、インターネット取引をご利用のお客様向けにメッセージボックスへの配信でご案内済みですが、あらためて本書にて改定事項をご案内させていただきます。

（下線部分変更箇所）

新（改定後） (2025年10月)	旧（改定前） (2025年5月)
<b>第6章 外国証券取引口座約款</b>	<b>第6章 外国証券取引口座約款</b>
(約款の趣旨)	(約款の趣旨)
<p>第1条 この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>第1条 この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
(配当等の処理)	(配当等の処理)
<p>第7条</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないと</u></p>	<p>第7条</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>きは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>付則(2025年10月1日)</u></p> <p>1 <u>第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)の改正は、2030年10月1日より施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあっては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金)についても適用する。</u></p>	<p>8 (略)</p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【改定概要 2 -2026 年 4 月改定-】

第 17 章の NISA に係る約款（「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」）について、2026 年 4 月 1 日施行の法令改正、並びにその他所要の変更に伴い改定を実施するものです。

(下線部分変更箇所)

新（改定後） (2026 年 4 月)	旧（改定前） (2026 年 1 月)
<p><b>第 17 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</b></p> <p><b>第 1 節 非課税口座</b></p> <p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第 3 条の 3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「<u>廃止通知の提出又は提供</u>」）といいます。）<u>があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に当該廃止通知の提出又は提供があつた場合には、同日）</u>において設けられます。</u></p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第 7 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式</p>	<p><b>第 17 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</b></p> <p><b>第 1 節 非課税口座</b></p> <p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第 3 条の 3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、<u>所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）</u>において設けられます。</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第 7 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式</p>

等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2 (略)

3 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い)

第 11 条の 2 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後も引き続き、一般口座にて保管することといたします。

## 第 2 節 未成年者口座及び課税未成年者口座

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2 (略)

3 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

第 11 条の 2 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後も引き続き、一般口座にて保管することといたします。

## 第 2 節 未成年者口座及び課税未成年者口座

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第23条 第20条もしくは第21条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(1) 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

(2) お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日

(3) 2026年1月1日

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第31条 第29条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(1) 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

(2) お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日

(3) 2026年1月1日

### 第3節 雑則

(契約の解除)

第41条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1)～(3) (略)

(4) 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したもの

第23条 第20条もしくは第21条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(追加)

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第31条 第29条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(追加)

### 第3節 雑則

(契約の解除)

第41条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1)～(3) (略)

(4) 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみな

<p>とみなされたとき</p> <p>(5) <u>第 31 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合に、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 25 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）に、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき</p> <p>(10)～(15) (略)</p>	<p>されたとき</p> <p>(追加)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 25 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）に、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき</p> <p>(9)～(14) (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上